

手続きの流れ

事前相談	相談に必要な書類 ※条件に合うか、建築物の状況等、現場確認を行います 【建築物の改修、手すりの設置】 案内図、現況写真、 図面等建築物の概要がわかるもの、 どのような改修をしたいかわかるもの 【ベンチの設置】 案内図、現況写真、 ベンチの図面やパンフレット 設置希望場所がわかるもの
申請書の提出	申請に必要な書類 【建築物の改修、手すりの設置】 案内図、計画図、現況写真、見積書、 建築物の登記事項証明書等、 所有者の工事承諾書 ※締め切りは、 12月です。 【ベンチの設置】 案内図、計画書、現況写真、日程表、 見積書、申請者の概要がわかる定款 等、所有者の承諾書
発注, 購入, 工事着手	※補助金交付決定通知を受けてから、発注、購入、工事着手してください。
実績報告書の提出	実績報告に必要な書類 ※完了の日から14日以内に提出してください 完了写真、工事請負契約書または請求書等経費のわかるもの
交付請求書の提出	交付請求に必要な書類 口座振替依頼書(個人用)

受付・問い合わせ

窓口	住所	連絡先	担当地域
世田谷総合支所 街づくり課	〒154-8504 世田谷4-21-27	電話：5432-2460 ファクシ：5432-3055	池尻(4丁目33~39以外)、上馬、経堂、駒沢1~2、桜丘、三軒茶屋、 桜、下馬、世田谷、太子堂、弦巻、野沢、宮坂、三宿、若林
北沢総合支所 街づくり課	〒155-8666 北沢2-8-18	電話：5478-8076 ファクシ：5478-8019	赤堤、池尻4丁目33~39、梅丘、大原、北沢、豪徳寺、 桜上水、代田、代沢、羽根木、松原
玉川総合支所 街づくり課	〒158-8503 等々力3-4-1	電話：3702-4539 ファクシ：3702-0942	尾山台、奥沢、上用賀、上野毛、駒沢3~5、駒沢公園、桜新町、 新町、瀬田、玉川台、玉川田園調布、玉川、玉堤、等々力、中町、 野毛、東玉川、深沢、用賀
砧総合支所 街づくり課	〒157-8501 成城6-2-1	電話：3482-1398 ファクシ：3482-1471	宇奈根、大蔵、岡本、鎌田、砧公園、砧、喜多見、成城、 祖師谷、千歳台、船橋
烏山総合支所 街づくり課	〒157-8555 南烏山6-22-14	電話：3326-9618 ファクシ：3326-6159	上祖師谷、粕谷、上北沢、北烏山、給田、八幡山、南烏山

世田谷区
ホームページ

ユニバーサルデザイン生活環境整備補助金

検索

編集・発行：世田谷区 都市整備政策部 都市デザイン課 令和5年3月発行
 住所：〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1 二子玉川分庁舎
 電話：03-6432-7152 ファクシ：03-6432-7996

補助金で

小規模店舗等を

ユニバーサルデザイン改修 しませんか

スロープ整備など

建築物の改修工事 1件あたり上限 **50万円**
 (対象経費の1/2まで)

手すりの設置 1件あたり上限 **5万円**
 (対象経費の1/2まで)

出入口の段などに

ベンチの設置 1台あたり上限 **3万5千円**
 (1団体あたり上限10万円)
 (対象経費の全額) ※千円未満は切り捨てとなります。

敷地内のだれでも
座りやすい場所に



ユニバーサルデザインとは、年齢・性別・国籍・能力などに関わらず、できるだけ多くの人々が利用しやすい生活環境をつくる考え方です。

詳しくは、中面をご覧ください

世田谷区では平成19年に「ユニバーサルデザイン推進条例」を制定し、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすいまち」の実現に向けて様々な施策を進めています。そのひとつの施策として、「世田谷区ユニバーサルデザイン生活環境整備補助金交付要綱」を制定し、補助を行っています。

世田谷区

建築物の改修工事、手すりの設置費用補助のご案内

補助対象者

※以下のすべてに該当する方

- 補助対象建築物を所有し、管理し、又は使用している方（個人又は中小企業者）
- 建物所有者の同意を得ている方

補助対象建築物

- 区内の建築物で、原則、平成21年9月30日以前に建てられたものであって、平成21年10月1日以降、ユニバーサルデザイン推進条例の届出が必要な増築・改築・大規模な修繕・大規模な模様替・用途変更を行っていない建築物
※適法・適正に管理されている建築物が対象となります。
- 下記の表に該当する用途(区分・種類)と規模の建築物又は建築物の部分

区分	種類	規模
医療等施設	診療所及び助産所、施術所、薬局（医薬品の販売業を併せて行うものを除く。）、その他これらに類する施設	その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡未満
物品販売業を営む店舗	物品販売業を営む店舗	
飲食店	飲食店	
サービス店舗	理容所、美容所、クリーニング取次店及びコインランドリー、旅行業を営む者の営業所、その他これらに類する施設	
集会施設	公会堂、集会場、冠婚葬祭施設等（世田谷区町会・自治会会館建設等助成金交付要綱（昭和63年4月1日施行）に規定する助成金の交付の対象に該当するものを除き、一の集会室の面積が200㎡未満のものに限る。）	集会施設の用途に供する部分の床面積の合計が1000㎡未満
公衆浴場	公衆浴場	公衆浴場の用途に供する部分（ボイラー室等を含む。）の床面積の合計が1000㎡未満
集合住宅	共同住宅、寄宿舍、寮、長屋の共用部分（各住戸、各住室は対象外）	集合住宅の用途に供する部分の床面積の合計が1000㎡未満かつ20戸未満

ベンチの設置費用補助のご案内

補助対象者

- 商店
- 商店街
- 社会福祉法人 等
- ※個人宅への設置は対象外です。



世田谷区ユニバーサルデザイン普及啓発キャラクター“せたち”

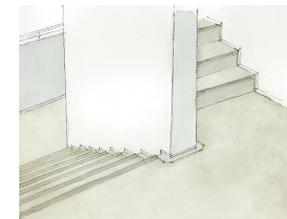
補助対象となる工事の例

※工事の詳細については、ご相談ください。

■建築物の改修工事（ユニバーサルデザイン推進条例の基準に則した工事）

【例1：店舗等の出入口】

1. 幅を80cm以上に広げる
2. 通行の際支障となる段差の解消
3. 戸は自動的に開閉するか、車椅子使用者が容易に開閉し通行可能な構造とし、その前後に高低差なし



【例2：トイレ（不特定多数の者が利用するもの）】

1. 車椅子使用者用便房を1以上設置し、その旨表示
2. 腰掛式の大便器、手すり等を適切に配置
和式便器を洋式便器に変更
3. 車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保



共用階段に手すりを設置した例

【例3：敷地内の通路】

1. 幅120cm以上
2. 通行の際、支障となる段差の解消

【例4：その他】

1. 共同住宅の共用階段に手すりを設置

■手すりの設置（道等から不特定多数の者が利用する段や傾斜路のあるところに新設する手すりの設置工事）

【例：店舗の出入口前の段の部分に手すりを設置】



段の部分に手すりを設置した例

ベンチの設置条件

- ・敷地内のだれもが座りやすい場所に設置してください。
※道路上への設置はできません。
※夜間にベンチを店舗内に移動してもかまいません。
- ・ベンチは、申請者の所有物とし、自主管理としてください。
- ・ベンチには、区から提供するシールを貼付してください。
- ・ベンチの設置後、翌年の利用状況調査にご協力ください。